

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」の具体例

告示第1欄	告示第2欄	告示第3欄の番号	具体例	ホームページ掲載用
<p>規則第1条第1項第2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	1	税理士証票	
		2	<p>写真付き学生証 写真付き身分証明書（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等） 写真付き社員証 写真付き資格証明書 （船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）</p>	
		3	戦傷病者手帳	
		4	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証	
		5	個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類	
		6	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 確定申告のお知らせはがき	
<p>規則第1条第1項第3号ロ</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	1	<p>学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）</p>	
		2	<p>地方税 国税 社会保険料 公共料金の領収書 納税証明書</p>	
		3	<p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳</p>	
		4	<p>源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書</p>	

<p>規則第1条第3項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等</p>	<p>3</p>	<p>1 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等が記載された書類 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等が記載された書類 相続時精算課税を適用した贈与税申告書に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等</p>
<p>規則第2条第2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>4</p>	<p>1 税理士証票 写真付き学生証 写真付き身分証明書（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等） 写真付き社員証 2 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等） 3 戦傷病者手帳 4 カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 5 税務署から送付されるプレ印字申告書（所得税申告書、個人消費税申告書、法定調書合計表等） 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類 6 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 確定申告のお知らせはがき</p>
<p>規則第3条第1項第6号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>5</p>	<p>1 個人番号カード（裏面） 源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書 2 自身の個人番号に相違ない旨の申立書（標準的な様式は別紙1） 3 国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード</p>

規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	6	1	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
			2	地方税 国税 社会保険料 公共料金の領収書 納税証明書
			3	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
			4	源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書
規則第3条第4項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	7	1	社員番号 職員番号 契約番号 保険始期日（保険終期日） 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	8	1	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
			2	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
			3	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

規則第4条第2号 口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	9	1	個人番号カード、通知カード
			2	国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード
			3	住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）
			4	源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書
			5	自身の個人番号に相違ない旨の申立書（標準的な様式は別紙1）
規則第4条第2号 口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	10	1	項番9の書類のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信
規則第4条第2号 ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	11	1	e-Taxで認めている電子証明書（番号利用事務実施者のみ）
			2	電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）
			3	身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信
			4	番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
規則第6条第1項 第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	12	1	本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類
			2	本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）
規則第7条第1項 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	13	1	税理士証票
			2	写真付き学生証 写真付き身分証明書（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等） 写真付き社員証 写真付き資格証明書 （船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
			3	戦傷病者手帳
			4	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認・暗証番号による認証

規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	14	1	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書 別紙2」） 登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） 印鑑登録証明書
			2	地方税 国税 社会保険料 公共料金の領収書 納税証明書
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	15	1	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
			2	地方税 国税 社会保険料 公共料金の領収書 納税証明書
			3	印鑑登録証明書 戸籍の付票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
			4	源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書
規則第9条第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	16	1	社員番号 職員番号 契約番号 保険始期日（保険終期日） 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日

規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	17	1	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合 扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合 継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
			2	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
			3	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
			4	過去に実存確認をしている場合（法人の場合）
規則第9条第5項第4号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	18	1	源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書
			2	自身の個人番号に相違ない旨の申立書（標準的な様式は別紙1）
			3	国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード
規則第10条第1項第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	19	1	委任状（税務代理権限証書）のデータの送信
			2	本人の利用者識別番号を入力した上での送信

規則第10条第1項第2号	代理人に係る署名用電子証明書 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。)及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	20	1	代理人の署名用電子証明書
			2	代理人のe-Taxで認めている電子証明(番号利用事務実施者のみ)
			3	代理人の電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(番号関係事務実施者のみ)
			4	法人代理人の電子証明書(商業登記認証局が発行する電子証明書)
			5	番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
			6	代理人の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信
				以下、代理人が法人であってその従業員等から提供を受ける場合
			7	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書 別紙2」) ・登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む)
			8	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類のイメージデータの送信(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
			9	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者ID及び暗証番号の入力
10	税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係るe-Taxで認めている電子証明書並びに利用者ID及び暗証番号の入力			
規則第10条第1項第3号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	21	1	(本人の)個人番号カード、通知カード
			2	(本人の)国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード
			3	(本人の)住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)
			4	(本人の)源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)(本人の)支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) (本人の)特定口座年間取引報告書
			5	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書(標準的な様式は別紙1)
規則第10条第1項第3号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	22	1	項番21の書類のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

※ 告示第3欄の番号1-1、1-2、1-3、4-1、4-2、4-3、13-1、13-2、13-3及び個人番号カードでの本人確認は1点で可

(別紙1) 自身の個人番号に相違ない旨の申立書

(別紙2) 法人の従業員である旨の証明書